

# 札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン【概要版】令和8年5月

## 第1章 はじめに

### 1 ガイドライン作成の目的

いじめの重大事態（以下、重大事態）の調査について、円滑かつ適切な調査の実施及び社会総がかりによるいじめを生まない土壌作りに資するよう、札幌市としての考え方をガイドラインとして定める。また、重大事態の調査結果の公表に関する内容についてもガイドラインに定め、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行い、いじめ防止等の対策に役立てることを目指す。

### 2 用語の解説

第三者...当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。  
専門家...法律、医療、心理、福祉等の専門的知見及び経験を有するものであり、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家など。

### 3 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインについては、国のガイドラインに準じて作成しており、国のガイドラインに示されているが、改めて札幌市としても示した方がよい部分及び札幌市として独自に示すべき部分を記載し、国のガイドラインとともに本市の調査及び公表の指針として運用するもの。

### 4 重大事態の調査についての目的

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追求やその他の争訟等への対策を目的としない。  
対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができるようにすること、あるいは、失われた生命の尊厳に向き合い、その事実を可能な限り明らかにすることを最優先とし、「速やかに事案の内容を可能な限り明らかにすること」「児童生徒に対して必要な支援を行うこと」「速やかに再発防止策を講じて同様の事案が起こらないようにすること」を目指す。

### 5 学校の基本的な姿勢

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合でも、学校いじめ対策組織での取組や教職員の対応を振り返り、法や基本方針等に則った対応であったかを検証すること。
- 重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対応できる体制を構築すること。
- 対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組むこと。

## 第2章 重大事態の調査について

### 1 重大事態の発生の判断について

- 重大事態の判断は、教育委員会又は学校が行う。
- 法第28条第1項に示されている1号又は2号、あるいはその両方に該当した場合は重大事態の発生と判断する。
- 判断に当たっては、国のガイドラインにある別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、総合的に判断する。
- 学校が重大事態の判断を行う場合は、国のガイドラインにある事例に無いものやそれを下回る程度の被害、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いのある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する。
- 2号については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は早い段階（3～5日）で教育委員会に報告、相談するとともに、一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態発生の疑いがあるものとして30日に至る前から重大事態調査に向けた準備を行う。
- 児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告し、調査等に当たる。
- 重大事態の疑いがある事案について、保護者が「大ごとにしたくない」「調査を望まない」と希望した場合でも、教育委員会に報告、相談するとともに、重大事態が発生したのものとして調査に当たる。調査方法については、調査していること自体を明らかにしないな

ど、対象児童生徒や保護者の意向を踏まえ、工夫して進められることについて説明すること。

- 触法事案や刑事事件など捜査機関が関わっている事案であっても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して重大事態調査を進める。
- 重大事態の発生日は、重大事態発生を教育委員会が市長に報告した日とする。

### 2 調査主体の判断

#### (1) 附属機関調査

1号に該当するもののうち、特に対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる等重大な被害が生じた場合の調査主体は、特段の事情がない限り、原則「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」とする。

#### (2) 学校主体調査

(1)の1号及び2号に該当する場合の調査主体は、原則、法第22条に定められた既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織を中心とした学校とし、学校いじめ対策組織構成員を中心とした調査委員会において調査を実施することを基本とする。

対象児童生徒の保護者等の意向を踏まえ、校内の職員の中から当該事案に直接的な関わりの無い職員で構成された調査組織にしたり、学校組織に弁護士や学識経験者、他の心理・福祉などの専門家の人数を調整するなど柔軟に対応する。

学校組織に加える他の専門家については、教育委員会が直接選定せず、教育委員会及び学校とは利害関係の有しない職能団体等から推薦を受けた第三者を教育委員会が措置する。

### 3 調査する上での留意事項

- 対象児童生徒が退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等を行うこととなるが、対象児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。前在籍校と現在籍校が連携して調査が進められるよう、教育委員会が支援・助言を行う。
- 対象児童生徒が卒業した場合、学校が把握している情報をもとに卒業した学校から既に卒業した関係生徒の保護者を通じて調査への協力を求めるなど、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する。

### 4 対象児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

調査方針の説明については、国のガイドラインを踏まえ、いじめの重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。ただし、学校主体調査においては、対象児童生徒や保護者の意向等により、速やかな調査開始が可能な場合は、次のとおり【A】の説明に【B】を合わせて説明を実施することも考えられる。

#### (1) 説明概要

##### ① 重大事態の別・根拠【A】【B】

##### ② 調査の目的【A】【B】

- 教員の処分や関係の児童生徒への懲罰等について検討するものではない。
- 事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性、因果関係等について確実なことが分からないことも想定される。 など

##### ③ 調査組織・構成員【A】【B】

- 調査主体の構成員に関する要望を聞き、調査体制、調査期間について確認する。
- 学校組織に加える他の専門家については、各種団体からの推薦に基づき、教育委員会が措置する。 など

##### ④ 調査時期・期間【B】

- 調査は丁寧を実施しつつも、対象児童生徒が一刻も早く安心して過ごすことができることを目指し、遅滞のないよう行う。
- 調査体制によっては、調査に1年を超える場合もあり得る。 など

##### ⑤ 調査事項・調査対象【A】【B】

- 対象児童生徒・保護者の意向を尊重するとともに、児童生徒の状況、スクールカウンセラーの意見などを参考にして柔軟に対応すること。
- 対象児童生徒・保護者から、調査事項とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の

# 札幌市におけるいじめの重大事態の調査及び調査結果の公表に関するガイドライン【概要版】令和8年5月

対応及び調査対象とする聞き取りをする児童生徒や教職員等の範囲等について相談、確認し、明確にする。 など

## ⑥ 調査方法【A】【B】

- 調査対象となる関係児童生徒・保護者には、調査への協力を依頼することを基本とするが、調査への協力については任意となる。 など

## ⑦ 調査結果の提供【B】

- 最終の調査報告書の提供前に、中間報告として調査報告書案の内容を対象児童生徒・保護者に確認する。対象児童生徒・保護者が中間報告において、事前に確認した調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、新たに学校主体の調査体制を工夫するなど、再度調査に当たる。
- 調査対象となった関係児童生徒・保護者に対しても、調査結果についての説明を行うことを基本とする。 など

## ⑧ 調査終了後の対応【B】

- 調査結果に意見等がある場合には、調査結果についての所見書を保護者から学校が受け取り、調査結果に添えて、教育委員会から市長に報告することができる。
- 事前に確認した調査事項としたいじめ（疑いを含む）や出来事、調査事項に対する学校の対応等について調査がされておらず、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することがある。 など

## 5 調査を進めるにあたって

### (1) 附属機関

- 委員は、学識経験者、弁護士、医師、心理学又は児童等の福祉に関する専門的知識及び技術を有する者、その他教育委員会が適当と認める者から、各団体からの推薦等により教育委員会が委嘱する。
- 委員会は、重大事態等発生時以外に年に1、2回開催し、本市のいじめの取組状況について、報告を受け、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

### (2) 学校主体調査

- 学校が主体となって調査を進め、学校組織の専門家または学校組織に加える他の専門家が助言や提言を行う。教育委員会は、学校主体で調査を行う場合においても、学校に対して必要な指導・支援を行う。
- 学校は、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査の目的や調査方法及び調査の進捗について説明する。
- 心理・福祉の専門家については、原則、当該学校のいじめ対策組織に所属するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがその役を担う。
- 調査にどの専門家が参画するのかについては、調査体制によって異なる。

## 6 調査報告書

学校主体調査の調査報告書の全体量については、可能な限り明らかにできた全ての情報が詳らかに掲載されていることが望ましいが、重大事態の調査についての目的、札幌市の公表の目的から、速やかな調査及び情報共有にふさわしいページ数とする。

調査報告書については、学校や個人が特定されることが懸念される文言については、できる限り特定されにくい言葉を使用することとする。

## 7 調査結果を踏まえた対応

本市の基本方針に基づき、重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。なお、検証期間は原則1年間と定める。

## 第3章 重大事態の調査報告書の公表について

### 1 公表の意義と目的

#### (1) 公表の意義

調査結果に係る情報を社会総がかりで取り組むいじめの防止等の対策に役立てること。

#### (2) 公表の目的

調査結果の公表を通して、再発防止のための取組の一環として、いじめの実態やこれに対する対処等に関する必要な情報を広く市民と共有することにより、

- ① 教育行政の推進に役立てる。
- ② 市民とともにいじめ防止対策や健全育成活動の促進を図る。
- ③ 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進する。
- ④ 家庭教育の充実に役立てる。

## 2 公表の方針

- 調査の開始については、発生日、校種、1号または2号の別、現状で把握している被害の概要のみ公表することを基本とする。
- 調査中の進捗状況については、対象児童生徒・保護者に適時、説明する。
- 調査中の内容については、対象児童生徒・保護者、関係児童生徒・保護者に伝えることを避ける。
- 調査の完了時、重大事態の調査に関する調査報告書を公表することを基本とする。
- 公表の仕方及び公表の内容を対象児童生徒・保護者と確認する。
- 対象児童生徒・保護者が望まない場合には公表しない。
- 関係者が学校や地域での生活に支障が生じないようにする。
- 対象児童生徒の登校や学校生活、関係児童生徒の反省や更生、当事者間の関係の再構築等の支障とならないようにする。
- SNS等、インターネット上での情報拡散は、厳に行わないことについて依頼する。

## 3 公表についての考え方

- 調査報告書（公表版）の作成にあたっては、関係者の個人情報保護のため、札幌市情報公開条例に基づき、個人情報等に適切な非公開措置（マスキング等）を講ずる。一方で、事案の風化を防ぎ、再発防止につなげるため、いじめの実態やこれに対する対処等に関する情報は、その透明性を損なわないよう可能な限り具体的に公開する。
- 調査組織の構成員の氏名について、附属機関が調査主体の場合は、委員名及び職種等を記載する。学校主体調査の場合は、学校職員は役職名とし、学校組織に加える他の専門家は職種等を記載する。
- 調査報告書の内容については、一般的な理解を速やかに且つ分かりやすく示し、速やかに再発防止に資するようにするという理由から、調査報告書が数十ページに及ぶ場合は概要版を作成する。
- 概要版については、調査報告書（公表版）の公表と併せて公表する。
- 報告書の完成後、関係者への報告など、公表の準備が整い次第、調査報告書（公表版）などを市の公式ホームページに掲載する。
- 公表する資料は、調査報告書の公表版及び報告書概要版とする。
- 重大事態が発生した学校の検証期間に準じて、公表期間は1年間を基本とする。

## 4 個人情報の保護

- 法や基本方針の趣旨を十分に踏まえつつ、個人や学校等が特定されないよう配慮する。
- 特定の人物にとっては個人を特定する情報になり得ることも、一般の人にとっては個人を特定することが難しい情報については公表する。
- 学校名、学校数の限られる学校種、行政区、地域の特性に関わる情報は公表しない。

## 5 その他

- 当該生徒の保護者から事前に調査報告書の公表版及び概要版の了解を取るよう努めることとし、公表はそののちに行う。
- 重大事態の発生件数については、国の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の札幌市の状況の公表にあわせて公表する。
- 公表する過年度発生件数については、法が施行された平成25年度以降とし、前年度のいじめの重大事態の発生件数までを本市ホームページにて掲載する。